

官報

号 外
国会会議録

令和 七 年 六 月 五 日

○第二百十七回 衆議院会議録 第三十二号

令和七年六月五日(木曜日)

議事日程 第三十号

令和七年六月五日

午後一時開議

第一 信託業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 自殺対策基本法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 信託業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 自殺対策基本法の一部を改正する法律案(参議院提出)

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

日程第一 信託業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、信託業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(報告を求めます。財務金融委員長井林辰憲君。

信託業法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(井林辰憲君登壇)

○井林辰憲君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昨年成立した公益信託に関する法律により、内閣総理大臣又は都道府県知事による認可制度及び受託者規制等が設けられたことを踏まえ、公益信託の円滑な活用を図るため、公益信託の引受け又は契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業の免許又は信託契約代理業の登録等に係る信託業法の規定の適用を除外するものであります。

本案は、去る五月二十九日当委員会に付託さ

れ、翌三十日加藤国務大臣から趣旨の説明を聴取し、六月三日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決をいたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 自殺対策基本法の一部を改正する法律案 参議院提出

○議長(額賀福志郎君) 日程第二、自殺対策基本法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(報告を求めます。厚生労働委員長藤丸敏君。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(藤丸敏君登壇)

○藤丸敏君 ただいま議題となりました自殺対策基本法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、子供の自殺が増加している状況等に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、子供に係る自殺対策が、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない

いこと等を基本理念に明記すること、
第二に、学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、子供の自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする、
第三に、心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等の基本的施策を拡充すること、
第四に、地方公共団体は、子供の自殺の防止等について必要な情報の交換及び協議を行う協議会を置くことができるものとする、
等であります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る四月十六日本委員会に付託され、昨日、柘植参議院厚生労働委員長から趣旨の説明を聴取し、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時七分散会

出席国務大臣

厚生労働大臣 福岡 資麿君
国務大臣 加藤 勝信君

○議長報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

公益通報者保護法の一部を改正する法律

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく令和六年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「令和六年度森林及び林業の動向」に関する報告
森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく「令和七年度森林及び林業施策」についての文書

一、去る三日、内閣を経由して公害等調整委員会委員長永野厚郎君から、次の報告書を受領した。

公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく令和六年度公害等調整委員会年次報告書

(議席変更)

一、去る三日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

八四 丹野みどり君
九八

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

中西 健治君

田村 智子君

平沼正二郎君

英利アルフィヤ君

辰巳孝太郎君

平沼正二郎君

辰巳孝太郎君

英利アルフィヤ君

中西 健治君

田村 智子君

環境委員

辞任

川原田英世君

齋藤 裕喜君

野間 健君

松本 玲子君

川原田英世君

議院運営委員

辞任

深澤 陽一君

鬼木 誠君

深澤 陽一君

外務委員

辞任

松本 尚君

亀井亜紀子君

和田有一朗君

平沼正二郎君 松本 尚君
山崎 誠君 亀井亜紀子君
高橋 英明君 和田有一朗君

厚生労働委員

辞任

補欠

草間 剛君

後藤 茂之君

佐々木 紀君

長谷川淳二君

池田 真紀君

大塚小百合君

長妻 昭君

井野 俊郎君

大空 幸星君

五十嵐えり君

西川 厚志君

山田 勝彦君

鬼木 誠君

鈴木 英敬君

若山 慎司君

経済産業委員

辞任

岩田 和親君

鈴木 英敬君

佐原 若子君

長谷川淳二君

佐々木 紀君

平沼正二郎君

大石あきこ君

特別委員辞任及び補欠選任

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

原子力問題調査特別委員

辞任

石原 宏高君

國場幸之助君 福田かおる君
福田かおる君 西田 昭二君
西田 昭二君 石原 宏高君
山本 大地君 坂本竜太郎君

(議案提出)

一、昨四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(神谷裕君外八名提出)

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(神谷裕君外八名提出)

農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(神谷裕君外八名提出)

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案(神谷裕君外八名提出)

食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案(神谷裕君外四名提出)

(議案付託)

一、去る三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号)

(議案送付)

一、去る三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案

(議案通知) 一、去る三日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) 一、昨四日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案 一、昨四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案 公益通報者保護法の一部を改正する法律案 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案 (質問書提出) 一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 看護基礎教育現場におけるハラスメント防止と看護師養成教育の質の保障に関する質問主意書(阿部知子君提出) 技能実習生・留学生らの妊娠・出産についての抜本的な対策の進捗に関する質問主意書(阿部知子君提出) 再審請求審における審理決定が適正・公正かつ迅速に行われるための制度改正・方策としての裁判員制度導入に関する質問主意書(河村たかし君提出) 博士人材の育成と活用に関する質問主意書(藤原眞眞君提出) 外国人に対する生活保護廃止に関する質問主意書(竹上裕子君提出)	一、昨四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 日本の漫画家・アニメーターによる原画や資料等の中間生成物等の海外流出と文化的資産の保全に関する質問主意書(杉村慎治君提出) 火葬場の大規模修繕、建て替え等に対する支援に関する質問主意書(長友よしひろ君提出) 無痛分娩のリスク説明と妊婦への情報提供に関する質問主意書(古川里奈君提出) 自然な出産の選択と助産師体制の強化に関する質問主意書(古川里奈君提出) 太陽光パネルの災害リスクと情報提供の不備に関する質問主意書(古川里奈君提出) 大阪・関西万博の大屋根リング保存に関する質問主意書(櫻井周君提出) 大阪・関西万博における復興庁万博テーマウィーク展示に関する質問主意書(櫻井周君提出) 食鳥処理工程に関する質問主意書(櫻井周君提出) (答弁書受領) 一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員八幡愛君提出日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する再質問主意書に対する再質問に対する答弁書 衆議院議員杉村慎治君提出動物実験制度の透明性と国際的整合性に関する質問に対する答弁書 衆議院議員八幡愛君提出音訳事業の制度的整備および視覚障害者等の情報アクセス保障、ICT活用の整備に関する質問に対する答弁書 衆議院議員竹上裕子君提出米の価格高騰対策に関する質問に対する答弁書 衆議院議員杉村慎治君提出著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合性に関する質問に対する答弁書	令和七年五月二十二日提出 質問 第一九八号 日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する再質問主意書 提出者 八幡 愛 日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する再質問主意書 私が提出した質問に対する答弁書(内閣衆質二一七第一六四号。以下「同答弁書」という。)に關し、以下の点について、あらためて質問する。 一 AV新法が定める保護対象と行政の政策責任の乖離について いわゆるAV新法(令和四年法律第七十八号)は、出演者の人格の尊厳の保護と、自主的な表現活動としての出演を支えるために制定された法律であり、国会における議論でも、その立法趣旨は、出演者の保護を通じて映像制作環境全体の健全性を確保することにあるとされてきた。 にもかかわらず、政府は、出演者を保護対象としながら、当該出演者が出演した性行為映像制作物そのものに対しては、知的財産保護、海賊版対策、正規流通支援、海外展開支援など、いかなる制度的施策も講じていないと考える。本来、こうした施策は出演者の権利と利益の実効的な保障につながるものであり、海賊版を放置し、正規収益機会を失わせることは、出演者の保護に反する結果をもたらすと考える。 1 出演者保護と連動するかたちで本件コンテンツそのものにも支援・流通整備・国際的知財保護などの施策を講じる責任が政府にあると考えるが、政府の見解を示されたい。 2 同答弁書では「海賊版」「正規業者」などの語義不明を理由に多くの回答が留保されたが、	少なくともAV新法において性行為映像制作物の範囲が法的に明示されている以上、当該法定義を用いて回答を行うことが可能であったのではないかと考えるが、この点について当該法定義を活用しなかった理由を明示されたい。 3 AV新法制定からすでに二年が経過しているが、同法を根拠とした流通環境改善、識別技術の支援、国際ルール交渉など、作品側の支援に資する施策を何ら講じていない理由を具体的に説明されたい。 4 出演者の尊厳の回復と保護を目的としながら、作品そのものが地下経済的に流通し、正規業者の収益が毀損され、海賊版が拡散する状態を放置していることは、立法趣旨を根底から損なうのではないかと考える。また、この収益の喪失は、すなわち出演者への正当な対価の喪失でもあると考えるが、政府の見解を問う。 二 外交・知財・産業政策からの制度的排除とその整合性について 政府は、過去に漫画海賊版サイトである漫画村、アニメ海賊版サイトであるAnitube、Mimio等の事案では、海外の捜査当局との連携強化や外交的交渉等の業界支援策を実施してきたにもかかわらず、本件コンテンツに対しては、外交的対応を行っていない旨答弁していると承知している。 1 なぜ本件コンテンツに関して、外交交渉・知財条約上の主張・海賊版サイトへの照会などの対応が一切とられていないのか。その理由を示されたい。 2 他の知財コンテンツ(アニメ・出版等)では適用されているJ-LiOD等の支援スキームが、本件コンテンツに限って対象外とされている場合、その法的・制度的根拠を明示されたい。
--	---	---	---

3 本件コンテンツに関する外貨獲得の機会を制度的に回避していることは、正規市場の縮小と、出演者に分配されうる収益の喪失を意味すると考えるが、政府はこの点をどのように評価しているか。

三 構造的職業差別としての政策排除の実態について

私が提出した質問(質問第一四三号および第一七五号)に対し、政府は「職業選択の自由の尊重」全ての職業の地位向上を目的とする「旨答弁した。これはいわゆる労働施策総合推進法第一条に基づく法的見解であると理解している。

1 この政府答弁に照らし、本件コンテンツに関わる出演者・制作者らが、外交・保護・支援政策の対象から排除されている現状は、事実上の構造的職業差別ではないかと考えるが、政府の見解を問う。

2 政府は、AV出演者や制作者も保護すべき労働者であり、他の職業と同様の価値を有するという立場に立っているか否かを明示されたい。

3 政府は、合法である限り、いかなる職業も制度的に支援の対象外とすることはないと、いう立場に立っていると解してよいかを示したうえで、本件コンテンツに関わる職業群が複数の制度支援から排除されている現状は政府見解と矛盾しないかについて、政府の整理を確認のうえ示されたい。

四 政策透明性と国際整合性について

1 WTO・TPP・WIPO等において、日本のコンテンツが知財保護の対象となる中で、本件コンテンツを国際交渉や外交方針の対象から外すことを整合的と考える根拠を示されたい。

2 こうした排除が、倫理的・文化的・社会的配慮によるものである場合、その合理性を憲法第二十一条・第二十二条等の基本権と整合

的に説明しうるかどうか、政府の見解を示されたい。

3 国際市場で本件コンテンツの正規流通が支援されれば、出演者に対する二次使用料・契約上の分配が期待されるにもかかわらず、これが制度的に妨げられている現状があると考ええる。政府は、本件コンテンツに対して、合法である限り他産業と同様に政策支援の対象となりうるとの原則を維持しないということか。政府の見解を明確に示されたい。

なお、以下の定義を前提とし、政府は本質問に答弁されたい。

- ・ 本件コンテンツ AV新法第二条第二項に規定される「行為映像制作物」に該当し、日本国内で制作・頒布された著作物。
- ・ 海賊版 権利者の許諾を得ずにインターネット上で公開され、海外ユーザー等に視聴・頒布される本件コンテンツ。
- ・ 支援対象除外 政府予算による文化支援、知財保護、外交措置等の政策措置が、本件コンテンツに対してのみ適用されていない状態。
- ・ 構造的職業差別 法令に違反していないにもかかわらず、特定の職業に対して政策的・制度的な支援を系統的に排除することによって、当該職業の社会的評価や労働条件に格差を生じさせる状況。

右質問する。

内閣衆質二一七第一九八号
令和七年六月三日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員八幡愛君提出日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する再質問に對する答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員八幡愛君提出日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する再質問に對する答弁書

一の1について

お尋ねの「支援・流通整備・国際的知財保護など」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、各産業等の支援に関する個別の施策の対象とするか否かについては、各施策の趣旨目的等に応じ、国民の理解を踏まえ、限られた予算等の中で、その必要性等を判断することとしている。その上で、例えば、各種の国の補助制度や公的な金融支援においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業(以下「性風俗関連特殊営業」という。)を行う事業者をこれまで基本的に対象外としてきたこと等を踏まえて、補助制度等の対象を判断することとしている。

一の2について

先の答弁書(令和七年五月九日内閣衆質二一七第一六四号)においては、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和四年法律第七十八号。以下「AV出演被害防止・救済法」という。)第二条第二項に規定する「性行為映像制作物」を「制作物」として定義し、御質問にそれぞれ回答したものである。

一の3について

お尋ねの「流通環境改善、識別技術の支援、国際ルール交渉など」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「作品側の支援に資する施策」はAV出演被害防止・救済法を根拠として講ずる施策には該当し

ないと考えている。

一の4について

お尋ねの「作品そのものが地下経済的に流通し、正規業者の収益が毀損され、海賊版が拡散する」の具体的な状況並びに「この収益の喪失」及び「正当な対価の喪失」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、一般論として、「出演者への「対価」には様々な要因が影響するものと考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いづれにせよ、AV出演被害防止・救済法については、令和四年六月十四日の参議院内閣委員会において、AV出演被害防止・救済法の提案者から、その立法趣旨について、「AV出演被害が出演者の心身と私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害をもたらすことから、その被害の発生と拡大の防止を図り、被害を受けた出演者の救済のために徹底した対策を講ずることにより、出演者の個人としての人格を尊重し、その心身の健康と私生活の平穩等を保護しようとするもの」との説明がなされており、AV出演被害防止・救済法には、「被害を受けた出演者の救済」のための規定が設けられているところ、御指摘の「本件コンテンツ」に関する「映像制作環境全体の健全性を確保する」ための「制度的施策」については、AV出演被害防止・救済法を根拠として講ずるものではないと考えられており、これに関して、現時点で特段の対応を行っていないことは、AV出演被害防止・救済法の立法趣旨を損なうものではないと考えている。

二の1について

お尋ねの「対応が一切とられていない」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「Anitube」、「Mio mio」等の「海賊版サイト」による被害については、政府として、一般社団法人コンテンツ海外

流通促進機構による外国政府機関、外国の権利者の団体等との連携に対して補助金交付等の支援を行ったものであるところ、「外交交渉・知財条約上の主張・海賊版サイトへの照会」の要否については、知的財産制度をめぐる国際的な動向、具体的な知的財産権の侵害の状況、国民の理解等を踏まえ判断することとしている。

二の2について

お尋ねについては、政府として、国民の理解を踏まえ、限られた予算等の中で各産業等の支援を行っているところ、各種の国の補助制度や公的な金融支援において、性風俗関連特殊営業を行う事業者をこれまで基本的に対象外としてきたこと等も踏まえ、令和六年度の「クリエイター・事業者支援事業(クリエイター・事業者海外展開促進)」において「成人向けコンテンツ(第三者自主規制機関によって十八歳未満の児童が鑑賞・購入・アクセスを制限されているコンテンツ)およびこれに準ずるもの」を対象外とするなど、お尋ねの「本件コンテンツ」を日本のコンテンツの海外展開支援の対象外としている。

二の3について

お尋ねの「制度的に回避していること」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、日本のコンテンツの海外展開支援といった支援施策については、国民の理解を踏まえ、限られた予算等の中で行う必要があるところ、これらの施策の対象とならないことが、必ずしも収益の喪失等を意味するとは考えていない。

三の1について

お尋ねについては、例えば、日本のコンテンツの海外展開支援といった個別の支援施策の対象とならないことが、お尋ねの「事実上の構造的職業差別」に該当するとは考えていない。

三の2について

御指摘の「保護すべき労働者」及び「他の職業と同様の価値を有する」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、先の答弁書(令和七年五月十六日内閣衆質二二七第一七五号)一についてお答えしたとおり、一般論として申し上げれば、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号。以下「労働施策総合推進法」という。)においては、労働施策総合推進法第一条第一項等に基づき、全ての「労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上」等を図ることを目的として、各種施策を講ずることとされているところである。

三の3について

お尋ねの「合法である限り、いかなる職業も制度的に支援の対象外とすることはない」という立場「及び「政府見解」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、コンテンツ産業の振興に関する個別の支援施策については、必要性等に基づき、国民の理解を踏まえ、限られた予算等の中で、それぞれその対象を決定することとしている。

四の1及び2について

お尋ねの「国際交渉や外交方針の対象から外すこと」、「整合的と考える」、「こうした排除」及び「倫理的・文化的・社会的配慮」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、具体的な「国際交渉や外交方針の対象」については、知的財産制度をめぐる国際的な動向、具体的な知的財産権の侵害状況、国民の理解等を踏まえ個別に判断することとしている。

四の3について

御指摘の「制度的に妨げられている現状」及びお尋ねの「合法である限り他産業と同様に政策支援の対象となりうる」との原則「の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、コンテンツ産業の振興に関する個別の施策の対象とするか否かについては、各施策の趣旨目的等に応じ、国民の理解を踏まえ、限られた予算等の中でその必要性等を判断することになる。その上で、例えば、各種の国の補助制度や公的な金融支援においては、性風俗関連特殊営業を行う事業者をこれまで基本的に対象外としてきたこと等を踏まえて、補助制度等の対象について判断することとしている。

令和七年五月二十二日提出
質問 第一一九九号

動物実験制度の透明性と国際的整合性に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

動物実験制度の透明性と国際的整合性に関する質問主意書

近年、欧州連合(EU)や経済協力開発機構(OECD)加盟国をはじめとする諸外国では、動物実験に関する制度整備と倫理的再設計が進んでいる。これには、代替技術の導入促進、苦痛度分類に基づく報告制度、第三者による倫理審査、研究者・技術者への倫理教育の義務化、並びに制度全体の透明化が含まれており、動物福祉の向上と科学的信頼性の両立を目指す取組が制度レベルでなされていると考える。

一方、我が国では、動物実験の実施基準や倫理審査の体制が各研究機関の自主運用に委ねられているため、制度の実効性、国際的整合性、説明責任の確保等において課題があるとの指摘が相次いでいると承知している。また、実験動物の苦痛軽減

減や代替技術の導入に対する法的義務が存在せず、外部からの検証可能性や国民参加の仕組みも限定的であると考えます。

さらに、動物実験の科学的再現性に対する懸念や、研究成果の国際標準化の遅れ、災害時の実験動物への対応の欠如といった実務上のギャップも浮き彫りとなっていると考えます。制度的・倫理的・技術的な側面からの包括的な再検討が求められると同時に、動物実験の在り方そのものに対する国民の認識や価値観の変化も加味した制度設計が求められると考えます。

これらを踏まえ、以下の事項について質問する。

一 動物実験情報の公開と実験評価制度の整備について

1 動物実験の実施件数、使用動物種、苦痛度分類、代替措置の有無などについて、国内で統一された登録・報告・公開制度を整備する方針を示した上で、公開された動物実験の計画に対する外部からの評価制度(第三者による事後レビュー等)を義務付ける考えがあるか。

2 実験計画の事前登録制度および研究成果との連動による動物実験の追跡可能性の確保について、我が国における導入の可否と課題を政府としてそれぞれどのように認識しているか。

二 倫理審査制度の透明性の確保と外部検証体制の導入について

1 動物実験に関する倫理委員会の開催記録、審査基準、審査結果の要旨等について、原則公開とする制度設計を検討しているか。

2 現行の機関ごとの倫理審査に加え、外部有識者や国民代表を含む独立した第三者審査機関を制度化する考えがあるか。

三 代替技術導入義務と実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成十八年環

境省告示第八十八号(平成二十五年最終改正)

における実験動物の定義の見直しについて

1 EUやOECDで導入されているように、

代替技術が存在する場合の動物使用を原則禁止とする制度を検討しているか。

2 同基準における実験動物について、国際的

整合性を図る観点から定義の明確化と魚類・

無脊椎動物等への保護対象の拡大を検討して

いるか。

四 動物実験の代替技術に対する政府支援の強化

について

1 代替技術に対する開発支援基金、臓器チッ

プやシミュレーション技術等の標準化・実装

センターおよび民間企業・大学・行政の共同

研究拠点について、支援制度を整備する考え

があるか。

2 中小企業や化粧品・化学産業における代替

技術導入の初期コストに対する補助制度を検

討しているか。

五 研究者・技術者に対する教育訓練制度の義務

化について

1 動物実験に従事する研究者・技術者・学生

に対し、倫理・技術・動物福祉に関する教育

訓練制度を義務付ける考えがあるか。

2 資格制度や更新時の教育の導入によって、

動物実験の質の均質化と制度的信頼性を高め

る方針があるか。

六 国民参加と制度的ガバナンスの強化について

意見公募、監視委員会の設置、国民代表(動

物愛護団体、生命倫理研究者、産業界等を含む

多様な関係者)の参画などを通じて、国民の倫

理的懸念を制度的に反映させる、対話型政策形

成を推進するための仕組みを整備する考えがあ

るか。

七 災害時の実験動物の取扱いについて

実験施設における災害時の動物避難や管理体

制について、法的・制度的な整備を行う考えが

あるか。

八 動物に対する国民意識の変化と教育政策との

整合性について

1 家庭動物(ペット)を「家族の一員」とし、動

物の感情や苦痛への理解が進展している国民

意識の広がりや踏まえ、実験動物との制度的

ギャップについて国民的対話の場を設ける考

えがあるか。

2 小中学校や高校において命の尊重を教える

教育が推進されている一方で、教育機関にお

ける動物実験の実施との整合性をどのように

捉えているか。

九 動物実験に関する制度全体の方向性と政府の

基本認識について

1 科学的信頼性・倫理的正当性・社会的説明

責任を原則とする制度設計を中長期的に構築

するための具体的なロードマップを策定する

考えがあるか。

2 関係府省庁が連携し、統一的な施策として

動物実験制度の再構築に取り組む方針がある

か。

右質問する。

内閣衆質二一七第一九九号

令和七年六月三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員杉村慎治君提出動物実験制度の透明

性と国際的整合性に関する質問に対し、別紙答

弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員杉村慎治君提出動物実験制度の

透明性と国際的整合性に関する質問に対す

る答弁書

一の1について

動物実験に関する情報の公開については、研

究機関等における動物実験等の実施に関する基

本指針(平成十八年文部科学省告示第七十一

号。以下「文部科学省基本指針」という。)、 「厚

生労働省の所管する実施機関における動物実験

等の実施に関する基本指針(平成十八年六月一

日付け科発第〇六〇一〇〇五号厚生労働省大臣

官房厚生科学課長通知別添。以下「厚生労働省

基本指針」という。)及び「農林水産省の所管する

研究機関等における動物実験等の実施に関する

基本指針(平成十八年六月一日付け農林水産省

農林水産技術会議事務局長通知。以下「農林水

産省基本指針」という。)において、研究機関等

の長は、当該研究機関等における動物実験につ

いて「代替法の利用」や実験動物の「苦痛の軽減」

に関する内容を含む各基本指針への適合性に関

し自ら点検及び評価を行い、当該点検及び評価

の結果等の動物実験に関する情報の公開を行う

こととしており、各研究機関等において適切に

実施されるべきものであると考えている。

また、動物実験計画に対する評価について

は、文部科学省基本指針、厚生労働省基本指針

及び農林水産省基本指針において、研究機関等

の長は、「動物実験等の開始前に動物実験責任

者に動物実験計画を申請させ、その動物実験計

画について動物実験委員会の審査を経て、「そ

の申請を承認し、又は却下することとしてお

り、各研究機関等において適切に実施されるべ

きものと考えているところ、各基本指針におい

て、研究機関等の長は、動物実験の各基本指針

への適合性に関し自ら点検及び評価を実施した

結果について「当該研究機関等以外の者による

検証を実施すること努める」とこととしてお

り、動物実験の実施に当たり、お尋ねの「外部

からの評価」の機会についても各研究機関等に

おいて適切に確保されるべきものであると考え

ている。

以上のことから、これらに加えて、お尋ねの

「国内で統一された登録・報告・公開制度を整

備する」ことや「公開された動物実験の計画に対

する外部からの評価制度・・・を義務付ける」

ことは考えていない。

一の2について

お尋ねの「実験計画の事前登録制度および研

究成果との連動による動物実験の追跡可能性の

確保」の具体的に意味するところが必ずしも明

らかではないが、動物実験計画及びその実施の

結果の把握については、文部科学省基本指針、

厚生労働省基本指針及び農林水産省基本指針に

おいて、研究機関等の長は、一の1についてで

述べた動物実験計画の申請の承認を行った上

で、当該動物実験の終了後に、動物実験計画の

実施の結果について「報告を受け、必要に応じ

適正な動物実験等の実施のための改善措置を講

ずる」とこととしており、このような仕組みの下

で、各研究機関等において適切に実施されるべ

きものであると考えていることから、これに加

えてお尋ねの「実験計画の事前登録制度」を導入

することや動物実験計画と「研究成果との連動

による動物実験の追跡可能性」を「確保」するこ

とは考えておらず、お尋ねの「導入の可否と課

題」についてお答えすることは困難である。

二の1について

お尋ねの「動物実験に関する倫理委員会」の意

味するところが必ずしも明らかではないが、仮

に、これが文部科学省基本指針、厚生労働省基

本指針及び農林水産省基本指針における「動物

実験委員会」を意味するものであれば、当該委

員会に関する情報を公開するか否かについて

は、各研究機関等において適切に判断されるべ

きものであると考えており、お尋ねの「制度設

計」は検討していない。

二の2について

お尋ねの「現行の機関ごとの倫理審査」の具体

的に意味するところが必ずしも明らかではない

が、文部科学省基本指針、厚生労働省基本指針

及び農林水産省基本指針において、研究機関等の長は、一の1について述べたとおり、「当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努める」としてのことから、これに加えてお尋ねの「第三者審査機関を制度化する考えはない。」

三の1について

お尋ねの「原則禁止とする制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「代替技術が存在する場合」であっても、各研究機関等における実験の実施上の都合等により代替法の利用が難しい場合もあると考えられるところ、実験動物の利用を否定すべきとは考えていないことから、実験動物の利用を何らかの形で禁止することは考えていない。

三の2について

お尋ねの「定義の明確化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成十八年環境省告示第八十八号。以下「実験動物基準」という。）における「実験動物」の定義については、実験動物基準が対象とする動物の分類群は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第十条第一項の規定により取扱いを業として行う場合に第一種動物取扱業の登録が必要となる同項に規定する動物の分類群や、同法第四十四条第一項から第三項までの規定により虐待行為等が禁止されている同条第四項に規定する愛護動物の分類群と同様のものであり、また、当該定義に起因する問題が生じているとは政府として認識していないことから、お尋ねの「保護対象の拡大」を含む定義の変更は検討していない。

四について

お尋ねの「代替技術に対する開発支援基金」及び「臓器チップやシミュレーション技術等の標準化・実装センターおよび民間企業・大学・行

政の共同研究拠点」への「支援制度」並びに「中小企業や化粧品・化学産業における代替技術導入の初期コストに対する補助制度」については現時点で検討していないが、いずれにせよ、政府としてはこれまでも動物実験に係る代替技術の活用促進に関する支援を行っており、引き続き、必要な支援を行ってまいりたい。

五について

教育訓練の機会については、文部科学省基本指針、厚生労働省基本指針及び農林水産省基本指針において、研究機関等の長は、動物実験の実施者等の資質向上を図るために必要な教育訓練等の措置を講ずることとし、各研究機関等において適切に確保されるべきものであると考えていることから、お尋ねの「教育訓練制度を義務付ける」ことや「資格制度や更新時の教育の導入によって、動物実験の質の均質化と制度的信頼性を高める」とは考えていない。

六について

お尋ねの「監視委員会」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、実験動物基準、文部科学省基本指針及び厚生労働省基本指針の策定等に際し、多様な有識者や関係者が参画する審議会において議論や関係団体からの意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施するなど、動物実験に係る施策については、広く国民の意見を踏まえて実施しているところであり、これに加えてお尋ねの「対話型政策形成を推進するための仕組みを整備する」とは考えていない。

七について

お尋ねの「動物避難や管理体制」については、実験動物基準において、「管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者等は、緊急事態が発生したときは、

速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること」としており、各研究機関等において適切な措置が講じられるべきものであると考えているところ、これに加えてお尋ねの「法的・制度的な整備」を行うことは考えていない。

八の1について

お尋ねの「実験動物との制度的ギャップ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、動物実験に係る施策については、六について述べたとおり、広く国民の意見を踏まえて実施しているところであり、これに加えてお尋ねの「国民的対話の場を設ける」とは考えていない。

八の2について

お尋ねの趣旨及び「教育機関」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、小学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十三号）、中学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十四号）及び高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）において、生命を尊重する態度を養うこと等について規定していることに加え、例えば、動物実験については、「高等学校学習指導要領（平成三十年告示）解説理科編 理数編」（平成三十年七月文部科学省・令和三年八月一部改訂）において、「動物を用いた実験を行う際には、・・・動物の愛護及び管理に関する法律（いわゆる動物愛護管理法など、関連法令に従い適切に行う必要がある）」としており、お尋ねの「整合性」に問題があるとは考えていない。

九について

お尋ねの「科学的信頼性・倫理的正当性・社会的説明責任」に関しては、実験動物基準、厚生労働省基本指針、文部科学省基本指針及び農林水産省基本指針において、「動物実験責任者」

は、「動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から」「動物実験等を適正に実施すること」、「科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法」により動物実験を行うこと、研究機関等の長は動物実験の各基本指針への適合性に関し自ら点検及び評価を行った結果等の動物実験に関する情報を適切な方法により公表すること等としており、お尋ねの「制度設計を中長期的に構築すること、そのための「具体的なロードマップを策定すること及び「動物実験制度の再構築に取り組む」とは考えていない。

令和七年五月二十二日提出
質問 第二一〇〇号

音訊事業の制度的整備および視覚障害者等の情報アクセス保障、ICT活用の整備に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

音訊事業の制度的整備および視覚障害者等の情報アクセス保障、ICT活用の整備に関する質問主意書

視覚障害者、読字障害者、高齢者など、印刷文字情報へのアクセスが困難な人々にとって、「音訊」は、行政情報や学習資料、文化コンテンツに接するための極めて重要な手段であると承知している。

音訊とは、印刷された文書・書籍等を、訓練を受けた人間が、正確かつ中立的に音声化する作業を指す。これは、娯楽を目的とした商業的なオーディオブックとは異なり、感情表現を排した正確な読み上げが求められるもので、法律文書、教育資料、行政文書、福祉・医療関係資料等の情報を利用者が正確に理解するために不可欠な手段であると考えらる。

二〇二四年四月施行のいわゆる改正障害者差別

解消法において、合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けられたことを受け、教育・労働・文化の各分野でアクセシブルな情報提供の必要性が一層高まっている。特に、音訳や音声教材等の人間による読み上げと、教育現場で普及が進むデジタル教科書や自動読み上げ技術との連携・すみ分けを適切に設計し、公共インフラとして整備することが求められていると考える。

また、すべての人が障害の有無にかかわらず情報にアクセスできる社会の構築には、「ユニバーサル映画館」や「ユニバーサル放送」といった文化コンテンツの音声ガイド化、邦画作品の字幕上映等の全国的展開も必要であると考える。

これらの論点を踏まえ、以下、政府に対して質問する。

一 政府は、音訳と商業的なオーディオブックおよび自動音声読み上げ技術による読み上げとの違いについてどのように認識しているか。それぞれの手法が果たすべき社会的役割の違いを明確にされた。

二 音訳は、視覚障害者のみならず、読字障害者、発達障害者、高齢者等、より広範な読字困難層にとつて不可欠な手段であると承知している。こうした立場から、音訳を「情報保障インフラ」として再定義する考えはあるか。

三 音訳活動がボランティアに依存し、人材の高齢化が進んでいる現状について、政府はどのように認識しているか。また、こうした現状が全国での音訳サービスの維持・発展を阻害する要因となっていないか、見解を明らかにされた。

四 全国の自治体における音訳サービスの提供体制、人材確保状況、コンテンツ整備状況について、政府は調査・把握しているか。しているのであれば、地域間での格差是正に向けた施策を講じる考えはあるか。

五 音訳サービスの質の向上と持続的提供のため、以下の施策を政府として検討・実施しているか。しているのであれば、個別に対応状況を明らかにされた。

一 音訳者の人材育成に関する研修制度の創設

二 音訳の報酬化または中間的就労との連携

三 音訳ボランティアへの支援強化（機材提供、交通費助成等）

四 音訳録音物の標準化・共有化に向けたICT基盤整備

六 現在、いわゆる障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業等において音訳支援は明確に位置づけられていない。今後、音訳を制度的に明確化し、補助金対象事業とする考えはあるか。

七 音声教材や自動音声読み上げ技術の進展を踏まえ、教育・公共機関・地域図書館等におけるハイブリッドな情報提供体制（人による音訳とデジタル支援の併用）の実現に向けた支援方針を示されたい。

八 いわゆる教科書バリアフリー法、いわゆる読書バリアフリー法、いわゆる障害者差別解消法等の制度と連携し、AccessReading等のデジタル教材ライブラリ、音声教材配信、タブレット端末利用等を組み合わせたいわゆるインクルーシブ教育の情報保障政策を強化する考えはあるか。

九 視覚障害者や読字障害者等が、映画や演劇、展示、放送にひとしくアクセスできるユニバーサル映画館、ユニバーサル上映などの文化政策について、政府の具体的な推進方針と支援施策をそれぞれ示されたい。

十 OECD諸国において、音訳・録音図書サービスや学校教育における合理的配慮が制度化・支援されている事例を政府は把握しているか。しているのであれば、日本における支援制度との違いと、政府が参考にすべきと考える先進事例についての見解をそれぞれ明らかにされた。

い。

十一 今後、国として音訳事業およびアクセシブル教材・文化コンテンツの高度化・持続化を目指して、実証モデル事業（ICT併用、地方実装、補助金交付、人材育成等）を実施する考えはあるか。ある場合はその内容、時期、評価方法をそれぞれ明らかにされたい。

内閣衆質二一七第二〇〇号
令和七年六月三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出音訳事業の制度的整備および視覚障害者等の情報アクセス保障、ICT活用の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員八幡愛君提出音訳事業の制度的整備および視覚障害者等の情報アクセス保障、ICT活用の整備に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「音訳と商業的なオーディオブックおよび自動音声読み上げ技術による読み上げとの違い」及び「情報保障インフラ」として再定義の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）第一条の規定において、「全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要である」とされ、同法第三条第一号の規定において、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようになること」が基本理念の一つとされているところ、政府として、御指摘の「音訳」「オーディオブック」及び「自動音声読み上げ技術による読み上げ」については、御指摘の「読字困難層」とつて、重要な役割を果たすものであると認識しており、こうした考えの下、同法等に基づき、各種施策を推進しているところである。

三について

政府としては、お尋ねのように「音訳活動がボランティアに依存し、人材の高齢化が進んでいる」とは認識していないため、「こうした現状が・・・要因となっていないか」とのお尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、「意思疎通支援従事者確保等事業実施要綱」（令和四年三月二十五日付け障発〇三二五第二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）等に基づき、「意思疎通支援従事者確保等事業公募要領」により採択された団体における「主として若年層に対して意思疎通支援従事者への関心を高め、意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容を図るために工夫を凝らした広報・啓発活動を展開する」等の「意思疎通支援従事者の確保事業」に要する経費に対する補助を行っているところであり、当該事業を推進することにより、引き続き、「意思疎通支援従事者」の確保に取り組んでまいりたい。

四について

御指摘の「地域間での格差是正に向けた施策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「音訳サービス」に係る取組については、各地方自治体において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

第七十七条第一項第六号及び第七号の規定並びに第七十八条第一項の規定並びに「地域生活支援事業等の実施について」(平成十八年八月一日付け障発第〇八〇一〇〇二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じて行われているものと承知しているところ、政府として当該取組に係る御指摘の「提供体制、人材確保状況、コンテンツ整備状況」の詳細を把握しておらず、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、令和五年度末時点で、百二の市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、「地域生活支援事業実施要綱」(平成十八年八月一日付け障発第〇八〇一〇〇二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙一。以下「地域生活支援事業実施要綱」という。)に定める「意思疎通支援事業」として、「意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援するため、御指摘の「音訳」を行う者(以下「音訳者」という。)の派遣が実施されていると承知している。	等)」については、市町村において、地域生活支援事業実施要綱等に基づき、市町村における「意思疎通支援事業」による音訳者の派遣に要する経費に対する補助を行うとともに、「身体障害者保護費国庫負担金交付要綱」(平成十八年十二月二十八日付け厚生労働省発障第一二二八〇〇三号厚生労働事務次官通知別紙)及び「読書パリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について(通知)」(令和三年三月二十九日付け障企自発〇三二九第一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)に基づき、全国の「点字図書館」の設置主体における「音声図書を製作するために必要な環境整備に係る費用(パソコン、・・・録音機器等の購入費等)」、「音声図書の製作を担う人材の養成・育成や資質の向上に必要な費用(講習会開催経費や講習会出席に必要な旅費等)」、「音声図書の製作のための費用(・・・音訳を行う者への謝金や交通費等)」等の経費に対する補助を行っている。	六について お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、地域生活支援事業実施要綱において、市町村が実施する「意思疎通支援事業」の補助対象として、「音声訳・・・」による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する」と定めているところ及び八について お尋ねの「教育・公共機関・地域図書館等におけるハイブリッドな情報提供体制(人による音訳とデジタル支援の併用)の実現」の意味するところが必ずしも明らかではないが、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、「国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者が必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者・・・の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする」とされているところ、政府としては、これに基づき、必要な施策を講ずることとしている。	日改正)等に基づき、児童及び生徒が使用する「学習者用コンピュータ等の情報機器の整備」等に対する支援を行うとともに、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号)第三条の規定において「国は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、教科用特定図書等の供給の促進並びに児童及び生徒への給与その他の教科用特定図書等の普及の促進等のために必要な措置を講じなければならない」とされているところ、これに基づき、御指摘の「音声教材」の作成に対する支援を行っているところである。また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)第七条の規定に基づき定めた「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的計画(第二期)」(令和七年三月文部科学省及び厚生労働省策定)において、「公立図書館や学校図書館において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、対面朗読や郵送貸出等の他、新たな技術を用いた障害者サービスの充実に努める」等と示すとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第十一条第一項の規定に基づき定めた「文部科学省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成二十七年十一月文部科学省作成、令和五年十二月改正)において、学校、社会教育施設等が適切に対応するために必要な事項について、「関係事業者は、・・・障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において・・・当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮・・・をしなければならない」等と示しているところであり、これらに基づき、必要な施策を講ずることとしている。
五の1について お尋ねの「音訳者の人材育成に関する研修制度」については、地域生活支援事業実施要綱等に基づき、市町村等における「奉仕員養成研修事業」及び「地域生活支援促進事業実施要綱」(平成十八年八月一日付け障発〇八〇一〇〇二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙二)等に基づき、都道府県、市町村等における「地域における読書パリアフリー体制強化事業」による御指摘の「音訳者の人材育成に関する研修」の実施に要する経費に対する補助を行っている。	五の2及び3について お尋ねの「音訳の報酬化」及び「音訳ボランティアへの支援強化(機材提供、交通費助成等)」については、市町村において、地域生活支援事業実施要綱等に基づき、市町村における「意思疎通支援事業」による音訳者の派遣に要する経費に対する補助を行うとともに、「身体障害者保護費国庫負担金交付要綱」(平成十八年十二月二十八日付け厚生労働省発障第一二二八〇〇三号厚生労働事務次官通知別紙)及び「読書パリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について(通知)」(令和三年三月二十九日付け障企自発〇三二九第一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)に基づき、全国の「点字図書館」の設置主体における「音声図書を製作するために必要な環境整備に係る費用(パソコン、・・・録音機器等の購入費等)」、「音声図書の製作を担う人材の養成・育成や資質の向上に必要な費用(講習会開催経費や講習会出席に必要な旅費等)」、「音声図書の製作のための費用(・・・音訳を行う者への謝金や交通費等)」等の経費に対する補助を行っている。	五の4について お尋ねの「音訳録音物の標準化・共有化に向けたICT基盤整備」については、「高度情報通信等福祉事業費補助金交付要綱」(平成十七年六月二十七日付け厚生労働省発障第〇六二七〇〇二号厚生労働事務次官通知別紙)に基づき、厚生労働省の補助金事業の補助事業者である特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会における「インターネットを活用した視覚障害者等用図書情報ネットワークを円滑に運営する事業」の実施による「音訳の実施方法の統一・質の向上のため、・・・音訳奉仕員向け研修やマニュアルの作成等を行うこと」等に要する経費に対する補助を行っている。	九 令和七年六月五日 衆議院会議録第三十二号 議長の報告

九について

御指摘の「ユニバーサル映画館」及び「ユニバーサル上映」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「文化政策」として、文化芸術の鑑賞については、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第二期)」(令和五年三月文部科学省及び厚生労働省策定)において、「本来、誰もが参加できるものであり・・・合理的配慮の提供とそのための環境整備が求められる」とし、具体的には、「美術館、博物館、劇場、音楽堂等において、障害者が文化芸術を鑑賞する際の情報保障(日本語字幕、手話通訳、音声ガイド、ヒアリングループ等の整備)や多様な障害特性に応じたサービスの提供、施設の利用環境の整備等、職員の研修も含めて利用しやすい環境の向上を図る取組を推進する」等としており、これに沿って、例えば、「文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱」(平成二十三年四月一日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)及び「文化芸術振興費補助金(国際共同製作映画支援事業 交付要綱」(平成二十三年六月一日文化庁長官決定)に基づき、「日本映画」及び「国際共同製作映画」への製作支援の一環として、「パリアフリー字幕・音声ガイド制作費」に対する支援を、また、「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」(文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱)に定める事業をいう)の募集案内に基づき、「劇場・音楽堂等」が行う「実演芸術」への支援の一環として、「手話通訳、日本語字幕の制作」等のパリアフリー対応の取組への支援を、さらに、「Innovate MUSEUM事業(国庫補助要項」(令和七年二月十三日文化庁長官決定)に基づき、博物館における「社会包摂やアクセス可能性を促進する取組」等の支援を行っているところである。また、放送については、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

第四条第二項の規定において、「放送事業者は、・・・静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組・・・」をできる限り多く設けるようにしなければならぬとされているところ、「情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱」(令和六年十二月十七日付け総務省第九十三号総務大臣策定)に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構を通じて、「放送事業者等」に対し、「解説番組・・・」の制作に必要な資金について助成を行っているところである。

御指摘の「音訳・録音図書サービスや学校教育における合理的配慮が制度化・支援されている」、「日本における支援制度との違い」及び「先進事例」の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、「OECD諸国」における「音訳・録音図書サービス」に係る「事例」については把握していない。

御指摘の「音訳事業およびアクセシブル教材・文化コンテンツの高度化・持続化」に向けた取組については、三についてから九についてまでで述べたとおりであるところ、これらの取組を着実に推進することが重要であると考えており、現時点において、御指摘のような「実証モデル事業」を実施する予定はない。

令和七年五月二十二日提出
質問 第一一〇 一号

米の価格高騰対策に関する質問主意書

提出者 竹上 裕子

米の価格高騰対策に関する質問主意書
日本保守党は減税を通じた経済活性化を重点政策項目に掲げている。ところが、一頃の倍という

米価高騰は家計の財布を直撃し、経済の下押し圧力となる看過できない事態が続いていると考え

る。
昨年来、米の価格は上がり続けており、総務省が公表している消費者物価指数(令和二年基準)によると本年三月の米類の指数は対前年同月比プラス九十二・一%の百九十五・三ポイントとほぼ二倍となつてゐる。米の民間在庫が不足しているとの声は昨年の春には広まっております、国会においても度々政府の対応について質疑が行われたほか、備蓄米の放出も求められていたところである。当時政府は令和六年産米が流通すれば価格は落ち着くと説明していたが、その後も米の価格が安定することはなく、本年二月に、当初は否定していた備蓄米の放出(政府備蓄米の買戻し条件付売渡し)を決めた。しかし、これまでの三次にわたる放出後も米の価格は高止まりしている。こうした状況が長期化すれば国産米から消費者が離れることも懸念され、米の価格を適切な水準で安定させるための取組は急務であると考えている。これらを踏まえ、以下質問する。

一 政府は需要に見合うだけの米はあると繰り返し主張しているが、政府公表資料にあるとおり、米の民間在庫は昨年、一昨年と比べて大幅に減少している。民間在庫の少なさが関係者に米の安定供給について不安を抱かせ、価格高騰の一因となったとも考えられるが、政府は現在の民間在庫量を適正な量と考えているのか。また、適正な民間在庫量をどの程度と考えているか。

二 農林水産省が公表している米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(令和七年三月)において、令和七／八年主食用米等需要量は六百六十三万トンと推計されている。

1 この需要見通しに在留外国人や訪日外国人旅行者による需要は含まれているか。需要見

通しの算出方法とともにそれぞれ明らかにされたい。

2 令和六／七年及び令和七／八年におけるこれら外国人の米の需要見通しをそれぞれ可能な限り示されたい。

三 令和五／六年の需要実績は需要見通しを二十万トン以上上回り、令和六年度の精米消費量も前年より増加している。

1 農林水産省は、需給見通しの推計の際に、需要が上振れすることも想定し、ある程度幅を持たせて算出すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

2 今般の米の価格の高騰について、政府は流通の滞りを理由としている。そうであれば今後は円滑に流通するように主食用米の増産推進等の施策が必要ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 政府は精米歩留まりについて、令和五年産米は八十八・五%、令和六年産米は八十九・五%としているが、令和五年産米及び令和六年産米の令和七年五月末現在における精米流通量への影響をどの程度と評価しているか。政府の見解を示されたい。

五 今般の備蓄米の放出等により、原則百万トン程度とされる米の備蓄量は大幅に減少していると考えられる。一方、原則一年以内とされている備蓄米の買戻しは原則五年以内に延長された。米の備蓄については、米の供給不足に備えるという備蓄米の趣旨を踏まえるとともに、これまで入札を見送っている令和七年産米の備蓄用の買入れによる国産米価格への影響、財政負担等を考慮して、いわゆるミニマム・アクセス米等の輸入米を備蓄米として活用すべきとの意見もあると承知している。政府は、米の備蓄量をどのように百万トン程度まで戻すのか、今後の方針を示されたい。

六 政府は、水田活用の直接支払交付金等の交付により飼料用米や新市場開拓用米(輸出用米等)の作付を奨励すること等事実上の減反政策を継続している。作付段階で米の用途を決める現行制度は、主食用米が不足している場合に他の用途の米を主食用米に切り替えることが原則としてできず、柔軟性に欠ける仕組みであると考ええる。米の不作などにより需給見通しと実績値との差が生じた場合に対応できるよう、生産者が米の収穫後に米の用途を決められるような仕組みを検討すべきと考えるが、政府の見解を示さる。

七 ミニマム・アクセス米については、最大十万吨に限り主に主食用米として輸入(いわゆるSBS枠)され、その他は加工用や飼料用として販売等されていると承知しているが、令和五年度及び令和六年度のミニマム・アクセス米の用途別販売量及び販売先をそれぞれ可能な限り明らかにされたい。

八 本年四月の財政制度等審議会財政制度分科会における財務省提出資料において、米の国内需給の調整弁として、SBSの入札の前倒しやSBS枠の拡充などを提言しているほか、現在行われている米国との関税交渉の中で米国産米の輸入拡大が政府内で検討されているとの報道があることと承知している。国産米の価格高騰等を背景に輸入米への需要が高まっているが、輸入米への過度な依存は将来的には国産米の安定供給に打撃を与えることになりかねないと考え、政府において米の輸入拡大に関し何らかの検討が進められているのであれば、その検討状況を明らかにされたい。

九 米の価格高騰への対策としては、新型コロナ禍でのいわゆるアベノマスク配布のように、政府が各世帯へ備蓄米を無料配布することもあり得るかと考える。現状の備蓄米放出の効果につ

いては、ほとんど米価が下がっていないことから問題があると考えているが、政府の評価とともに、米の価格安定のための今後講ずる予定の施策を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第二〇一号

令和七年六月三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員竹上裕子君提出米の価格高騰対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹上裕子君提出米の価格高騰対策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「民間在庫量」は、米穀の生産量等と合わせてその供給量の一部であり、需要動向、生産状況等の結果として変動するものであることから、お尋ねの「適正な民間在庫量」を示すことは困難であり、したがって、「現在の民間在庫量」が「適正な量」かどうかについてお答えすることも困難である。

二の1について

御指摘の「需要見通し」については、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(令和六年七月農林水産省策定、令和七年三月変更。以下「基本指針」という。)の第二の二において、「一人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じる手法により、算出すること」としている。この「一人当たり消費量(推計値)」は、「平成八/九年から・・・の需要実績をそれぞれ当該年の人口で除したものであるところ、この場合の「需要実績」は、当年産の「主食用米等生産量」と各年の「六月末民間在庫量」の合計から、翌年の「六月末民間在庫量」を差し引いたも

のであり、当該「需要実績」には御指摘の「在留外国人や訪日外国人旅行者による需要」が含まれている。

二の2について

基本指針第二の二の需要見通しの中では、御指摘の「これら外国人の米の需要見通し」については示していないが、令和七年三月二十六日に開催された第六十五回食料・農業・農村政策審議会食糧部会参考資料六「米の基本指針(案)に関する主なデータ等」では、令和七年の訪日外国人による米穀の需要量を七・〇万トン(精米換算)と試算している。

三の1について

御指摘の「需要見通し」は、二の1について述べたとおり、基本指針第二の二の手法により算出しており、御指摘のように「需要が上振れすることも想定し」た見通しを示すことは考えていない。

三の2について

現在、米穀の円滑な流通のため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号。以下「法」という。)第二十九条の規定に基づく米穀の売渡しを行っているところであり、また、現時点において、都道府県等からの聞き取りを基に農林水産省が算出した主食用として流通することが見込まれる令和七年産の生産量は、令和六年産米の生産量と比べて四十万トンの増の七百十九万トンとなっており、引き続き需要に応じた生産を推進していく考えである。

四について

令和二年産米から令和四年産米までにおける御指摘の「精米歩留まり」の平均は九十・二パーセントであり、これと令和五年産米の「精米歩留まり」、令和六年産米の「精米歩留まり」をそれぞれ比較すると、前者はマイナス一・七パー

セントポイント、後者はマイナス〇・五パーセントポイントである。お尋ねの「精米流通量への影響」は、これらの数値を重量に換算し、令和五年産米はマイナス十一・二万トン、令和六年産米はマイナス三・四万トンになると考えている。

五について

お尋ねの「米の備蓄量をどのように百万トン程度まで戻すのか」については、今後の米穀の需給動向等を踏まえ、令和七年五月末までに売り渡した三十一万トンの「備蓄米」の買戻し及び法第二十九条の規定に基づく国内産米穀の買入れにより「備蓄量」を戻していく考えである。

六について

御指摘の「水田活用の直接支払交付金等の交付」については、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」(平成二十六年四月一日付け二五生産第三五七八号農林水産省生産局長通知)に基づき、「主食用米において不作が生じる」等の場合には、御指摘の「米の収穫後」においても、米穀の用途の変更を可能としている。

七について

お尋ねの「令和五年度及び令和六年度のミニマム・アクセス米の用途別販売量及び販売先」については、米穀年度(毎年十一月一日から翌年十月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)ごとに把握しているところ、これらを用途ごとに示しすると、次のとおりである。

主食用

「販売量」については、令和五米穀年度において一万トン、令和六米穀年度において五万トンであり、米穀の卸売業者等に販売している。

加工用

「販売量」については、令和五米穀年度において九万トン、令和六米穀年度において十六万トンであり、みそ又は醤油の製造業者等に販売している。

飼料用

「販売量」については、令和五米穀年度において七十一万トン、令和六米穀年度において六十二万トンであり、飼料製造業者等に販売している。

食糧援助用

「販売量」については、令和五米穀年度において一万トン、令和六米穀年度において〇・四万トンであり、国際機関又は被援助国政府の調達代理機関等が入札により選定した輸出業者に販売している。

八について

お尋ねの「米の輸入拡大」について、現時点において検討は行っていない。

九について

御指摘の「備蓄米」については、令和七年五月末までに入札により三十一万トンの売渡しを行っているものの、現時点では、小売業者等に対して十分な量の供給が行われていないと考えている。このため、一般競争入札に代えて、随意契約により一定の小売業者に「備蓄米」の売渡しを迅速に行うこと等により、消費者に対し安定した価格で米穀が供給されるよう対応してまいりたい。

令和七年五月二十三日提出
質問 第二〇二号

著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合性に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合性に関する質問主意書

我が国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下、「ベルヌ条約」という。）の締約国であり、ベルヌ条約に定められた原則、特に第九条第二項に規定されるいわゆるスリース

テップ・テストを遵守する立場にある。同条項の英語原文は次のとおりである。

It shall be a matter for legislation in the countries of the Union to permit the reproduction of such works in certain special cases, provided that such reproduction does not conflict with a normal exploitation of the work and does not unreasonably prejudice the legitimate interests of the author.

すなわち、著作物の複製権に関する例外規定は、(1) 特別な場合であること(certain special cases)、(2) 通常の利用と抵触しないこと(does not conflict with a normal exploitation of the work)、(3) 著作物の正当な利益を不当に害しないこと(does not unreasonably prejudice the legitimate interests of the author)といふ三つの要件をすべて満たす必要がある。

著作権法第三十条の四は著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用について、同法第四十七条の四は電子計算機における著作物の利用に付随する利用等について、同法第四十七条の五は電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微な利用等について、それぞれ権利者の許諾なく著作物を利用可能とする規定である。これらの規定は、AI学習、いわゆるTDM（テキスト・データ・マイニング）、検索エンジンのキャッシュ保存、サムネイル生成など、技術的処理による複製等に広く適用されていると承知している。著作権法に基づくこの制度が前記のスリーステップ・テストに適合しているか否かについては、我が国の制度運用が補償制度やいわゆるオプトアウト措置を伴っていない点も含め、国際的に慎重な評価が求められると考える。

とりわけ、いわゆるEU指令二〇一九／七九〇第三条及び第四条では、非営利目的と営利目的を分けたTDM例外を導入し、営利目的について著作権者が明示的にオプトアウトできる制度が導入

されている。また、いわゆるドイツ著作権法（第六十d条）及びいわゆるフランス知的財産法（第二百二十二の五の三条）では、補償制度の整備を前提とした例外規定が設けられており、我が国のように広範かつ無補償で例外を認める制度は比較的真しいとされている。

このような国際的動向及び制度設計との比較を踏まえたとき、我が国の制度がベルヌ条約に適合しているか否かについて、改めて政府の見解を明らかにする必要があると考える。

一 著作権法第三十条の四の規定は、スリーステップ・テストの要件をすべて満たしていると政府は認識しているか。条文解釈及び立法事実を踏まえ、明確に示されたい。

二 著作権法第四十七条の四及び同法第四十七条の五により認められる複製のうち、商業的プラットフォームにおける広告収益を伴うキャッシュ保存やサムネイル生成等が、ベルヌ条約にいう通常の利用と抵触しないとする法的な根拠を示されたい。

三 AI学習その他の技術的処理により、著作者の意図に反して著作物が機械的に複製・表示されること、ベルヌ条約第六条の二に定める著作人格権（氏名表示権及び同一性保持権）との関係において、どのように適合するものと考えらるか。政府の見解を明示されたい。

四 著作権法第三十条の四等において、補償制度が設けられていないまま、AI事業者やプラットフォーム事業者による大規模な複製行為が認められている現状は、ベルヌ条約にいう著作者の正当な利益を不当に害していないか。政府の見解を明確に示した上で、その根拠を明らかにされたい。

五 ドイツ著作権法、フランス知的財産法、EU指令二〇一九／七九〇等、少なくともベルヌ条約加盟国においては、補償制度や非営利限定、

オプトアウト等による制度的調整がなされていると承知するが、我が国の制度がベルヌ条約の求める国際的な適合性に照らして適切であるとする政府の判断根拠を明確にされたい。

内閣衆質二一七第二〇二号
令和七年六月三日

衆議院議長 額賀福志郎殿 石破 茂

衆議院議員杉村慎治君提出著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員杉村慎治君提出著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合性に関する質問に対する答弁書

一について

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十条の四の規定については、「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第三十条の四、第四十七条の四及び第四十七条の五関係）」（令和元年十月二十四日文化庁公表。以下「基本的な考え方」という。）において、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられるため、・・・著作物は、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとし」としていること、とりわけ、また、同条ただし書において、

「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」として、ことから、千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千八百八十八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（昭和五十年条約第四号。以下「ベルヌ条約」という。）第九条(2)の規定と整合していると考えている。

二について

お尋ねの趣旨及び「商業的プラットフォームにおける広告収益を伴うキャッシュ保存やサムネイル生成等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、著作権法第四十七條の四の規定については、基本的な考え方において、「著作物の知覚を伴うが、権利者に対価回収の機会が用意されている」主たる著作物の利用行為の補助的・補完的な行為にすぎないような行為・・・については、著作権法が保護しようとしている権利者の利益を通常害するものではないと評価できるものと考えられる。このため、・・・電子計算機における利用に供される著作物について、当該利用を円滑又は効率的に行うための付随的な利用に供することを目的とする場合（第一項）や、電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合（第二項）には、その必要と認められる限度において、利用することができることとし」としていることとあり、また、同条第一項ただし書及び第二項ただし書において、「当該著作物

の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」としている。また、同法第四十七條の五の規定については、基本的な考え方において「サービスマユーザーが自己の関心に合致する著作物等の書誌情報や所在に関する情報を提供するサービスマ（所在検索サービスマ）や情報解析によって新たな知見や情報を生み出すサービスマ（情報解析サービスマ）」で行われる著作物の利用は、サービスマの主目的である新たな知見又は情報の提供に付随して行われるものであり、著作物の利用を軽微な範囲にとどめれば、基本的に著作権者が当該著作物を通じて対価の獲得を期待している本来的な販売市場等に影響を与えず、ライセンス使用料に係る不利益についても、その度合いは小さなものに留まるものと考えられる。」このため、・・・電子計算機を用いて、新たな知見や情報を創出する所在検索や情報解析等の情報処理を行い、及びその結果を提供する者（政省令で定める基準に従う者に限る。）は、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、著作物を軽微な範囲で提供する行為を行うことができることとする（第一項）とともに、当該行為の準備を行う者が、準備のために複製等を行うことができることとした（第二項）。としていることとあり、また、同条第一項ただし書において「著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と、同条第二項ただし書において「著作物の種類及び用途並びに当該複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」としている。したがって、同法第四十七條の四及び第四十七條の五の規定は、ベルヌ条約第九条(2)の規定と整合していると考えてい

る。三について お尋ねの「ＡＩ学習その他の技術的処理により、・・・機械的に複製・表示されることが・・・どのように適合する」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。四及び五について

お尋ねの趣旨並びに「ＡＩ事業者やプラットフォーム事業者による大規模な複製行為」、「補償制度や非営利限定、オプトアウト等による制度的調整」及び「ベルヌ条約の求める国際的な適合性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、著作権法第三十條の四、第四十七條の四及び第四十七條の五の規定については、一について及び二についてでお答えしたとおり、ベルヌ条約第九条(2)の規定と整合していると考えている。

信託業法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

信託業法の一部を改正する法律

信託業法（平成十六年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十條」を「第九十條の二」に改める。

第六章に次の一條を加える。

（適用除外）

第九十條の二 公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二條第一項第一号に規定する公益信託をいう。次項において同じ。）の引受けについては、第三條の規定は、適用しない。

2 公益信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介については、第六十七條の規定は、適用しない。

附 則

この法律は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。

理 由

公益信託に関する法律により公益信託に係る行政による認可制度及び受託者規制等が設けられることを踏まえ、公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第三條の規定による信託業の免許又は同法第六十七條の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

信託業法の一部を改正する法律案（内閣提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）により公益信託に係る内閣総理大臣又は都道府県知事による認可制度及び受託者規制等が設けられたことを踏まえ、公益信託の円滑な活用を図るため、信託業法の規制の適用の整理を行うもので、その内容は次のとおりである。

1 公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業の免許又は信託契約代理業の登録等に係る信託業法の規定の適用を除外すること。

2 この法律は、公益信託に関する法律の施行の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、公益信託に関する法律により公益信託に係る内閣総理大臣又は都道府県知事による認可制度及び受託者規制等が設けられたことを

踏まえ、公益信託の円滑な活用を図るため、信託業法の規制の適用の整理を行うもので、時宜に適用ものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

き、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができると社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

令和七年六月三日
財務金融委員長 井林 辰憲
衆議院議長 額賀福志郎殿

自殺対策基本法の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。

令和七年四月十六日
参議院議長 関口 昌一
衆議院議長 額賀福志郎殿

自殺対策基本法の一部を改正する法律
自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条―第二十五条)」を「第四章 協議会(第二十三条―第二十五条)」を「第五章 自殺総合対策会議等(第二十五条―第二十八条)」に改める。

第二条第二項中「踏まえ」の下に「、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により」を加え、「実施され」を「推進され」に改め、同条に次の二項を加える。

6 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。

7 このもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することがで

「第三条の見出しを(国の責務)」に改め、同条第一項中「次項を」次条第一項及び第五条に改め、同条第二項を次のように改める。

2 このもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない。

第三条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の責務)

第三条の二 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

第五条を次のように改める。

(学校の責務)

第五条 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。

「第六条の見出しを(国民の理解)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

第八条中(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。))を削る。

第十二条中「第二十三条第二項第一号を」第二十六条第二項第一号に改める。

第十七条第三項中「啓発、」の下に「及び」を加え、「啓発その他」を「啓発を行うとともに、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の」に改める。

第十八条中「環境の整備」の下に「、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保」を加える。

第十九条に次の二項を加える。

2 前項の規定により整備する体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならない。

3 国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

第二十条中「適切な」を「適切かつ継続的な」に改める。

第二十一条中「心理的影響」の下に「、その生活上の不安等」を加え、「適切な」を総合的なに改める。

第二十五条を第二十八条とし、第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とする。第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 協議会
(協議会の設置等)

第二十三条 地方公共団体は、第十九条及び第二十条の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。)、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもつて構成する協議会(次項及び次条において「協議会」という。)を置くことができる。

2 前項の規定により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において次条第一項の規定によりこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置に関し協議を行うときは、あらかじめ、協議会を構成する者に、当該協議会を行う事項を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

(協議会の事務等)

第二十四条 協議会は、前条第一項に規定する施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとする。

2 協議会は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府県は、こどもの自殺の防止等に関し、協議会を構

成する者の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。

4 次の各号に掲げる協議会を構成する者の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者

三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又は当該者であつた者

5 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(罰則)

第二十五条 前条第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第二条を次のように改める。

(検討)

第二条 自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況、自殺対策等に関する最新の知見その他社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第十二条の改正規定、第十七条第三項の改正規定、第二十五条を第二十八条とし、第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とする改正規定、第四章を第五章とし、第三章の次に一章を加える改正規定及び次項から附則第四項までの

規定は、令和八年四月一日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「及び第十六号」を、「第十六号及び第十七号の二」に改める。

(こども家庭庁設置法の一部改正)

3 こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 こどもに係る自殺対策に関するこ

と(他省の所掌に属するものを除く。)

第四条第一項第十八号中「前二号」を「前三号」に改める。

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正)

4 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十条のうち厚生労働省設置法第十八条第二項の改正規定中「及び第十六号」を、「第十六号及び第十七号の二」に、「及び第十七号」を「第十七号及び第十九号」に改める。

附則第十一条のうちこども家庭庁設置法第四条第一項の改正規定中「第二十九号」を「第三十号」に、「二号ずつ」を「三号ずつ」に、「第二十号」を「第二十一号」に改め、「第十八号」の下に「第二十号とし、第十七号の二を」を加える。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案

(参議院提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、こどもの自殺が増加している状況等に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、

その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念として、こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれていた環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならないこと等を加えること。

2 こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携を推進しなければならないものとする。

3 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。

4 学校は、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断等の措置を行うよう努めるほか、精神保健に関する知識の向上に努めるものとする。

5 医療提供体制の整備に関し必要な施策の例示として、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保を加えること。

6 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が、関係機関等に迅速かつ適切に提供されるために必要な措置が講じられなければならないものとする。国及び地方公共団体は、自殺の助長につながるような情報等の適切な管理、配慮等に関し注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

7 自殺未遂者等への継続的な支援を明記するほか、自殺者の親族等への支援に関し、その

生活上の不安等の緩和の観点からも行うことを明記するとともに、総合的な支援について規定すること。

8 地方公共団体は、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体等をもって構成し、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換及び協議を行う協議会を置くことができるものとする。

9 こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定すること。

10 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

議案の可決理由

こどもの自殺が増加している状況等に鑑み、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

令和七年六月四日

厚生労働委員長 藤丸 敏

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議長 額賀福志郎殿

